

揮発油税及び地方揮発油税（ガソリン税）の抜本の見直しや簡素化による負担軽減を求める意見書

私たちの生活必需品である自動車に関わる税は、複雑かつ過重な税負担が課せられている。

その中でも揮発油税及び地方揮発油税（以下「ガソリン税」）は、2010年度の税制改正以降、2022年の現在まで10年を超えて「当分の間」として特例税率が維持され続けており、本則の税率1リットル当たり28.7円に、特例税率1リットル当たり25.1円が上乗せされている。

ウクライナ情勢など、世界経済の不安定化は石油価格を直撃し、ガソリン価格の推移は予断を許さない状況である。

政府は価格高騰を抑制するため、石油元売会社に補助金などの対策を打ち出しているが、今こそガソリン価格の抜本的な改善を図る時期と考える。

地方において自動車は、移動するために必要であり、日常の重要な交通手段である。その過重な負担の解消が求められており、特にガソリンにかかる諸税の抜本の見直しや簡素化をすることで負担軽減を強く要望する。

記

- 1 ガソリン税の抜本の見直しや簡素化で負担軽減を図ること。
 - (1) ガソリン税のうち当分の間として維持されている特例税率を廃止すること。
 - (2) 複雑な課税制度を簡素化し、二重課税（タックス・オン・タックス）の解消をすること。

- 2 地方への代替財源の確保を前提として、自動車関連諸税やエネルギー関連諸税の見直しにも取り組むこと。
 - (1) 抜本の見直しに伴い、減少する地方税収に配慮し、代替の税源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

名取市議会議長 菊 地 忍

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

経済産業大臣 殿

国土交通大臣 殿

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 殿